

本土復帰にむけた沖縄における電力一元化の過程

宮地, 英敏
九州大学 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/6779660>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 38, pp.31-53, 2023-03-25. 九州大学附属図書館付
設記録資料館産業経済資料部門
バージョン :
権利関係 :

【論説】 本土復帰にむけた沖縄における電力一元化の過程

宮 地 英 敏

一、はじめに

一九七二（昭和四七）年五月十五日、二七年間にわたってアメリカの占領下にあった沖縄の施政権が、日本へと返還された。いわゆる沖縄の本土復帰である。アメリカ占領下から日本への本土復帰に際しては、車両が道路を走るときに右側通行だったものが左側通行へと変更されたり、アメリカ軍票のB円から日本円の使用に切り替えられたりと、さまざまな制度変更が行われたことが知られている。^①

本稿であつかう電力業もまた、アメリカ占領下から日本への施政権の返還に伴って、大きく制度変更を迫られた分野である。日本本土の戦後の電力メカニズムは、よく知られたように民営の九電力会社による発送配電一貫経営であった。^②ところがアメリカ占領下の沖縄は、発送配電部門を担う琉球電力公社と配電部門を担う民間各社という、発送電と配電の分離が基軸であった。^③そしてそれとともに、民間の配電会社が参入しない沖縄島内北部やそれ以外の島々では、それぞれ個別の電力システムが

形成されていた。

また、発送配電部門を担っていた琉球電力公社は米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands、略称はUSCAR）の出資によるため、^④沖縄の本土復帰後に、そのまま経営を続けることは困難でもあった。そのため日本の本土復帰に合わせて一九七二（昭和四七）年五月一日には、沖縄電力株式会社設立された。ただし、この時点の沖縄電力株式会社は、琉球電力公社および島嶼部の三電力会社が合併しただけにとどまり、^⑤五配電会社を合併して発送配電一貫経営を実現したのは一九七六（昭和五一）年四月一日のことであった。^⑥

このアメリカ占領下から本土復帰の期間については、古堅哲（一九八〇）および沖縄電力株式会社の社史編纂委員会編（一九八九）が詳しく紹介を行っており、重要な先行研究として位置づけることができる。これらによって、この時期における沖縄の電力業の概要をよく知ることができる。しかしながら、古堅哲は民間配電会社の一つであった松岡配電の第三代社長であり、沖縄電力発足後には取締役の地位にあった人物で

もある。古堅哲（一九八〇）の執筆自体が、沖縄電力の取締役の立場で書かれたものである。つまり、重要な研究史はすべて沖縄電力の経営者側の立場からの見解であり、そのために各配電会社やその同業者組織であった沖縄電気事業協会の影響を大きく見積もってしまっている。結論から述べるならば、これら先行研究では、当時の状況を考察するうえで見落としてしまっている点も多い。

そこで本稿では、古堅哲（一九八〇）や社史編纂委員会編（一九八九）によって明らかにされたファクトファインディングをベースとしつつも、沖縄電力の公式見解からは漏れてしまった歴史的な事実を発掘しながら、当時の電力業が置かれていた状況を整理していく。その際に、本土復帰にあたって議論となった沖縄の電力一元化が、どのような議論の中から生まれ、そしてどのような道筋で実現したのかという分析に、本稿の軸足を置くこととする。

導入部である第一章につづき、第二章では古堅哲（一九八〇）、社史編纂委員会編（一九八九）、宮地英敏（二〇一三）（二〇一五）などに基づきつつ、簡単にアメリカ占領下の沖縄の電力業の状況を確認しつつ、従来の研究史が軽視してきた琉球電力公社の方針転換に着目する。第三章では、民間配電会社の代表等があつまって作られた沖縄電気事業協会の設立と、そこが依頼して実現した日本本土からの沖縄電気事業調査団について確認したうえで、それを契機とした復帰後の電力構想の議論の始まりを紹介する。第四章では、沖縄電気事業協会の復帰後に向けた具体的な動向を、それを後押しした琉球政府通産局にも注目しながら明らかにする。第五章では、沖縄電気事業調査団の報告書が、明確に復帰後の沖縄の電力業は九州電力傘下となるよう方向性を出していたにもかかわらず

らず、そのような経緯を辿らなかつた点を確認する。第六章では、発送電部門を電源開発株式会社が担当する案がつぶれ、株式会社組織による特殊会社となった経緯を明らかにする。それと共に発送配電の一元化が遅れることになった点についても言及する。以上を踏まえた上で、第七章では従来の研究史では軽視されてきた担い手たちに焦点を当てつつ全体のまとめをしたい。

二、占領下の沖縄における電力業の概要

沖縄戦によって電力網を破壊された沖縄では、占領直後は石油ランプを用いた生活を余儀なくされていたが、一九四六（昭和二一）年には早くもアメリカ軍の放出品の発電機を用いた闇電力業者が登場し、都市部を中心に次第に電気のある生活が復活していった。このような状況のもと、占領下の軍政を担う米国軍政府（United States Military Government of Ryukyu Islands）は、産業復興への電力の使用を優先すべきであるという方針を示していた。ところが実際には映画館などの娯楽用での使用も大きく、一九四九（昭和二四）年には発電機の登録制とすることで電力の用途を管理するようになっていた。⁷⁾

占領から四―五年もしてくると、電力需要は高まっていく。一方、発電機を用いた電力業者たちは零細であり、点灯時間の短さや電気料金の高さが問題となっていた。そこで、一九五〇（昭和二五）年には、巨大な発電能力を持つ電力会社を設立しようという議論が粗上に乗った。⁸⁾ 米国軍政府は、電力株式会社の設定を検討するように命じている。ところが、当時の米国軍政府の支配地域には、現在の沖縄県の領域に加えて奄

美諸島（奄美群島と呼ばれた）も含まれていた。そして、奄美諸島は他地域よりも発電設備の戦争被害が小さくさらには復旧も早く進んでおり、他地域（沖繩群島、宮古群島、八重山群島）と同様の条件を求められることに難色を示してしまった。こうして米国軍政府が旗を振った電力株式会社は頓挫してしまったのであった。⁹

その後、一九五〇（昭和二五）年末になると、アメリカによる沖繩の占領方法は軍政から転じてUSCARによる統治となっている。USCARは、沖繩での電力需要にこたえるべくガリオア資金を利用した牧港発電所の整備を進めた。そのため民間では、牧港の発電所から送電を受けて配電を専門で行う株式会社の設立が計画されていた。¹⁰

このようにUSCARによる牧港発電所の計画と民間の配電会社の設立が行われていく中で、USCARの下で設立された琉球政府は、電力業に関する法制も整えることとなった。戦後の沖繩では、一九四五（昭和二〇）年三月三十一付けの米国海軍軍政布告第一号（通称、ニミッツ布告）があつたために、特段の法整備がされない限りには戦前の日本の法令が機能していた。琉球政府はこのニミッツ布告を前提としつつ、当時の状況を踏まえた制度作りを行うこととなった。結果として現状を承認する形で、一九五二（昭和二七）年九月二七日の琉球政府立法院立法第三九号の電気事業法によって正式に発送電部門と配電部門の分離も認められていくことになるのである。¹¹

こうして法制度も整えられ、一九五三（昭和二八）年三月二八日には沖繩配電株式会社が設立されている。ところがUSCARでは、配電会社が一社であることは、経営環境の好ましいエリアを優先して配電を行ってしまい電化の普及が遅れると懸念したため、複数の配電会社の設立を

促すこととなった。そのために同年中には、沖繩配電株式会社と供給エリアが重ならない地域を対象にして、合資会社松岡配電および中央配電株式会社が設立された。¹²

すでに一九五三（昭和二八）年三月には牧港発電所は稼働し始めていたが、一九五四（昭和二九）年二月二六日に、USCAR令第一二九号に基づいて「琉球列島米国民政府の一機関として」発送電部門を担う琉球電力公社が設立されると、比謝川配電、与那原配電（のちに東部配電と名称変更、またのちに沖繩配電に吸収合併された）と配電会社の設立が続いた。¹³ また、配電会社の経営区域内ではあつたものの、大口の顧客であつた拓南製鉄株式会社、琉球セメント株式会社、共栄伸鉄の三社については、琉球電力から直接に電力供給を受けるようになっていく。¹⁴

以上のような状況が占領下の沖繩の電力業についての中核的な動向である。しかしながら宮地英敏（二〇二三）（二〇一五）でも扱ったこの中核的な部分は、沖繩島の中南部という電力業の経営が成り立ちやすい場所についての動向に過ぎない。沖繩島北部およびその他の島々には、これら発送電部門を担う琉球電力公社と配電部門を担う地域独占の民間配電会社という構図とは、かなり異なつた状況が点在していた。

そこで次に、その他の地域の状況を確認しておくこととしよう。沖繩島北部の名護町で名護町管電気が運営されていたが、琉球電力公社の送電線の拡充が計画されたのを受けて一九五七（昭和三二）年には名護配電が設立された。しかしながら北部への送電線の延伸には時間がかかり、実際に琉球電力から受電を開始したのは一九六一（昭和三六）年のことであつた。¹⁶

名護町の場合には最終的には発送電と配電の分離という基軸メカニズ

ムに組み込まれていくが、それ以外の地域はこの基軸メカニズムとは全く異なった電力体制を構築していた。沖縄島内では、宜野湾村および久志村が村営電気事業であり、それらよりも北部地域は一九六〇年代後半でも未電化区域または小規模事業者による電力供給が行われていた。¹⁷⁾

このような沖縄島の状況に対して、離島もまた様々な電力供給メカニズムを構築していた。久米島、東奥武島、西奥武島は久米島電力、宮古島や伊良部島、下地島、来間島は宮古電力、石垣島は八重山電力というように民間の電力会社が設立されていた。いわゆる離島の三電力会社である。一方で、伊平屋村(伊平屋村・野甫島)、伊江村(伊江島)、与那城村(宮城島・伊計島・平安座島)、勝連村(浜比嘉島・津堅島)、渡嘉敷村(渡嘉敷島)、座間味村(座間味島・阿嘉島・慶留間島)、粟国村(粟国島)、渡名喜村(渡名喜島)、南大東村(南大東島)、多良間村(多良間島・水納島)、知念村(久高島)、竹富町(竹富島・黒島・小浜島・鳩間島・波照間島・西表島)、与那国町(与那国島)では、それぞれ村営もしくは町営の公営電気事業が行われた。また、伊是名村(伊是名島・具志川島)、北大東村(北大東島)、平良市の一部(池間島)では組合経営の電気事業が行われていたのであった。¹⁸⁾

琉球電力公社からの電力供給を受けた配電会社と、離島の三電力会社を除くと、一九六〇(昭和三五)年に制定された農山漁村電気導入促進法の影響も大きい。この法律では、僻地の電化のために最高八〇%(離島振興法適用地域に至っては最高九〇%)の補助を、市町村に対して行うというものであった。¹⁹⁾

このように様々な電気事業の形態が混在した結果、戦後の沖縄では電気料金の地域差が発生していた。配電会社間の料金格差も問題であった

が、それ以上に深刻なのは配電会社がある地域とそれ以外との料金格差であった。これが思わぬ事態を引き起こしていく。

その前触れとして、琉球電力公社の総裁がUSCARの指名した理事から琉球政府の指名した理事へと移譲されたことが挙げられる。一九六六(昭和四一)年には、屋田甚助が琉球電力公社総裁に就任した。²⁰⁾そして屋田甚助新総裁のもとで琉球電力公社は、沖縄における電力の旺盛な需要増加に対応すべく、施設の拡充を次々と打ち出していったのである。²¹⁾これは、米軍向けを主としつつ、沖縄の民間向けを従とする従来の経営方針からの転換を意味していた。

そしてその一環として、一九六七(昭和四二)年一二月には、総工費約三百万ドルを投じた北部電化三年計画が開始した。琉球電力公社ではこれを「公社が公益企業として地域社会の要請に応えるべく推進した画期的な配電事業」であると位置づけ、スローガンに「電力辺地をなくし、北端にも文化の灯を」と掲げた。²²⁾当時の沖縄島北部の電気料金は、配電会社が経営を行っていた沖縄島南部に対して、二〜四倍もしていた。しかも、「電灯は暗く、新聞も読めない状態」だったためである。²³⁾

この北部電化三年計画は、該当自治体に極めて好意的に受け入れられていく。例えば、大宜味村長の根路銘安昌は、「一日四時間程度(午後三時引用者)七時から十一時までで、しかもどうにか明るさを保っている実情でした。電灯以外の電化製品は全く使用できな」かったのが、「公社から電力の供給を受けることによって、企業投資が活発になるでしょうし、また農業面でも電力による水の利用が考えられ、(中略)教育の面でも、十分な明るさの中で勉強できますし、学力の向上に大きく役立つことになるといでしょう」と期待を表明している。また、久志村長であった松

永保市は、「このたび電力公社から直接配電されるということは、安くて質のいい電気が使用できるということ、住民はひじょうに喜んでいきます。(中略) これまで村営の発電において料金を安くするようがんばりました。 (中略) 村営の電気事業を公社に移管した方が将来のためになり、また負担の軽減にもなりますので、そのことだけでも大きなプラスになるわけです」と述べている。規模の経済が働く環境へと参加できることを喜んでいたのである。

このような沖縄島北部への電力公社による全島電化計画の実行を受けて、離島でも動きがみられるようになっていく。最初に行動へと移したのは、のちに沖縄海洋博覧会が開催される本部半島の沖に浮かぶ伊江島であった。一九六八(昭和四三)年六月、伊江村長の知念彦吉は琉球電力公社の直営地域となるよう琉球政府に対して申し入れた。そして村営の電気事業の廃止が村民投票にかけられ、投票率七三%、うち賛成票が九八・二%(有権者に占める賛成票の割合は七一・三%)という圧倒的な多数で移管が決定した。こうして、同年七月一日には琉球電力公社へと電力事業は移管され、電気料金も五〇kWhを使用した場合の月額が四ドルから二ドル三五セントへと引き下げられた。

そしてこのような伊江村の状況を受けて、一九六九(昭和四四)年三月には伊是名島(伊是名村)と伊平屋島(伊平屋村)が電力事業を琉球電力公社へと移管した。その後も、一九七〇(昭和四五)年中には野甫島(伊平屋村)や渡嘉敷島(渡嘉敷村)など六つの離島が、琉球電力公社へと電気事業を移管していくことになる。

民間配電会社の経営者側の視点で主に叙述されてきたこれまでの研究

史では軽視されてきたが、屋田甚助総裁の下で行われた琉球電力公社の公益企業としての行動が、実は大きな問題を孕んでいたのであった。それは、琉球電力公社の直営での電力供給の部分に関してである。

次節と若干時期は前後するが、一九六九(昭和四四)年十月に琉球政府通商産業局(通称、通産局)では沖縄配電、松岡配電、中央配電の三社の代表を招いて、離島の配電事業を地元沖縄の民間配電会社が行うよう要請した。同通産局公益事業課の山入端立夫は、「琉球電力公社による直接配電方式」は「電気事業法の規制外でいわゆる治外法権的な存在になっている」と述べていたが、しかしながら、民間配電会社側では、「離島、辺地への送電がコスト高になるという理由をあげて」それら地域への送電事業を行うことに消極的な態度を見せていた。そのため、琉球電力公社が琉球政府によって指名された屋田甚助総裁によって公益事業としての意識を高めるほどに、離島や辺地の要望を受けながら「治外法権的」な琉球電力の直営事業が拡大するというジレンマを抱え込んでしまっていたのであった。

こうして当時の沖縄では、電力業における企業経営という側面と、公益事業であるという側面がせめぎ合いながら、民間配電会社が受け入れに難色を示す沖縄内の格差是正という問題が浮上していたといえよう。沖縄の本土復帰にともなう電力業をめぐる議論は、このような情勢を背景に抱えながら行われることになるのである。

三、沖縄の本土復帰にむけた電力体制の模索のはじまり

一九六七(昭和四二)年十一月の佐藤栄作首相とリンドン・ジョンソン

ン米大統領との二回目の会談によって沖縄の日本への復帰が合意されると、翌一九六八（昭和四三）年三月には日米琉諮問委員会がUSCAR高等弁務官の諮問機関として設置され、経済開発・教育・保健福祉の分野での調査・研究が行われることとなった。沖縄電力株式会社の社史では、このような時代状況の中で、一九六九（昭和四四）年一月に民間配電会社が沖縄配電協会を発展的に解消し、沖縄電気事業協会を発足させて復帰への準備を始めたことを、復帰後の沖縄の電力体制を見通すための入り口と位置付けている³¹。

しかしながら、沖縄配電株式会社の常務取締役であった高良嘉永によると、各配電会社の設立当初より、配電会社間での供給区域の面積差があったり、地域の実態や需要の状況が異なったりしていたために、経営効率の差が存在していた。そのため、沖縄という狭い地域での複数の配電会社の存続は困難であるとの見地から、合併に関する議論がもともとあったという。このような状況下で沖縄の本土復帰も現実味を帯びてきたこともあり、一九六九（昭和四四）年一月の沖縄電気事業協会の設立を見たのである。

会長・副会長・委員などのメンバーは各配電会社から出されたが、事務局長には琉球政府通産局の公益事業課課長であった玉城盛幸が就任した³²。つまり沖縄電気事業協会の設立は、もともとは復帰後の沖縄の電力体制についての議論を喫緊の課題とは考えていなかった配電会社の業界団体と、これを機に復帰後を見越して電力体制の移行を急ぎたい屋良朝苗政権の琉球政府とが、呉越同舟で議論する場をつくることを目的としたものだったのである。

このように潜在的にスタンスの違いを抱えていた沖縄電気事業協会で

あったが、すぐに態度を明確にすることを迫られることになる。翌月に入り、二月十五日の琉球電力公社十五周年記念式典の祝辞で、USCARのスタンレー・S・カーペンター民政官が衝撃的な発言を行ってしまった。カーペンター民政官は「達成されない二つの目的」の一つとして、「全琉に安価な電力を供給するために配電事業を合理化し、充実させること」を挙げたのである³³。これは、USCARが複数の配電会社が設立されることを望んだという歴史的な経緯は無視し、USCARや琉球電力公社が主導する形で、民間の配電会社が合併させられていく可能性をもった発言であった。民間配電会社側では、「民政府は民側の統合をおこなっているが、むしろ自分たちの公社に手をつける」といった強硬な意見もあったという³⁴。しかしながら何はともあれ、こうして、沖縄電気事業協会が設立された当初は若干の余裕があった配電事業の統合に関する話題が、一気に急を要する話題へと転じてしまったといえる。民間配電会社と琉球電力公社とで、どちらが主導権を握るかという重大な岐路に立たされたのであった。

そのため一九六九（昭和四四）年三月からは、民間配電会社の代表と琉球政府代表とがともに配電会社の合併問題へと本格的に対応するよう急ぐことになったのである³⁵。同年三月二十四日には、沖縄電気事業協会の城間恒雄会長を筆頭に各配電会社の代表たちが日本本土を訪問した。通商産業省と電気事業連合会をまわり、沖縄の電気事業の現状と問題点について説明し、沖縄の本土復帰後にそなえて沖縄の電力業界が行うことや、復帰後の沖縄電力業の形態についての意見交換を行ったのである。その際に沖縄側は、日本政府が沖縄の電力業を調査した上で解決策を提言することを求めていた³⁶。言うなれば、USCARや琉球電力公社に主

導権を握られないように、沖縄の民間配電会社は日本本土へと協力を求めたのであった。

一方で、琉球政府の通産局公益事業課の公益事業係長であった山入端立夫は、「政治的、或いは資本的に色々困難はありましようが」と前置きをしつつも、「大きな見地から既存の電気事業を統合し、琉球電力公社を民移管することによって、発、送、配電を一つにした電気事業の再編成について具体的なアクションを起こさなければならぬ時期にきているのではなからうか」という問題提起を行っている³⁷⁾。配電会社の統合と琉球電力公社の民移管とを並行して行うべきだというスタンスを、琉球政府の担当者が持っていたことが窺われる。しかも山入端立夫は、「政策面には私には発言できないので、個人的な見解をのべます」という前置きをしたうえで、「復帰する前に発電から配電まで一本にまとめ、企業の再編成をはかっていくべきではないか」などという大胆な意見を表明している³⁸⁾。

また一九六九（昭和四四）年九月五日付では、琉球政府内の「琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会」で、「琉球電力公社の琉球政府への移管について」という提案書が作成されている。ここでは、「日本国政府援助および米国民政府の管理する一般資金を含む琉球政府の資金および施設をもって、あらたに、発電、送電および配電を行う琉球政府公社を設立すること」や、「米国民政府より、琉球電力公社に属する一切の権利・義務の移管をうけること」などが列挙されている³⁹⁾。この提案書の中身が実現することはなかったが、琉球政府内にはかなり急進的な統合案もあったことが分かる。

さて、話を沖縄電気事業協会による訪日団へと戻すが、彼らから要請を受けた日本本土側では、各配電会社や離島電力会社、町村営の電気事

業者に加え、従来はUSCARの管理下にあった琉球電力公社について、「従来とかく内容の不詳」であったために、「必要最小限の調査にとどめるという名目で（中略）かなり詳細なデータ得ることも」可能ではと考えていたという⁴⁰⁾。そして、沖縄への調査団を派遣する計画が立てられることとなったのである。

日本本土の通商産業省では「早くから調査団を派遣したい希望があったが、諸般の関係上、総理府の沖縄技術援助計画により派遣される専門家の方法」が採られることになった⁴¹⁾。電力業を管轄する通商産業省と、沖縄復帰を担当する総理府とで、擦り合わせに手間取ったことを窺わせる。

そのため調査団の派遣は、沖縄からの訪問団が訪れてから約半年も後の、一九六九（昭和四四）年九月一日から二九日までの二〇日間となった。調査団のメンバーは、通産省公益事業調査課の富田弘平課長と、海外電力調査会嘱託の田村孝・福島陽三との三名になった。予算は総理府から出されるが、人選は通産省に任された。そして、「各配電会社や離島電化の問題のほかに、復帰後の電気事業のあり方について」も、調査団の重要な調査目的に含まれたのであった⁴²⁾。

そうした中、まだこの調査団が沖縄各所での調査を行っていた九月二五日に、日本本土の全国電力労働組合連合会（全電労連）が、USCAR、琉球政府、経営者協会、配電各社へと提言を行った。その内容は、次の通りであった。

- ① 電力事業の健全な発展をはかるには、発電―配電の一元化を実現し、民有民営の一電力公社^マにすること

- ② 配電事業者は、公社の民移管、復帰に備えて直ちに統合できる態

勢をととのえること

- ③ 本土政府は、沖縄の特殊事情を考慮して国家資金の投入、または融資を積極的にはかること
- ④ 米^米民政^政府は公社の一切の権利および資産は沖縄住民のものとして処理すること^⑬

また、この全電労連からの提言を受けて沖縄電力労働組合の玉城享洋委員長は、小規模な配電会社の乱立や電力料金の格差、さらには北部や離島などの電化の遅れなどを踏まえつつ、それらの打開策として最も効果的な方法は「発送配電の一元化以外にない」ことを強調した。そして日本本土の九電力が、「一貫した垂直的責任体制の上に広域運営方式によって総合能率の向上」を図っており、「これを沖縄にも適用」することを打ち出したのである^⑭。言わずと知れた、沖縄の本土復帰からしばらくして実現する、十電力体制である。

ここで着目すべきは、後述するようにこの後も沖縄の電力体制について様々な構想が登場するのであるが、この時点でいち早く沖縄電力労働組合の委員長が十電力体制を示唆していたことである。そしてそれは、九州電力への吸収を懸念するところに発していた。

その大きな理由の一つは、調査団の顔触れであった。先ほど、調査団三名の顔触れに海外電力調査会囑託の二名が入っていた。しかしながら、その二名の出身母体と肩書を見てみると、田中孝は九州電力の営業部長であり、福島陽三は九州電力の経理部長であった。つまり沖縄側から見ると、日本本土の通産省が何らかの意図をもって九州電力の担当者を引き連れて調査に訪れたとしか理解できなかったのである。

これは、沖縄の民間配電会社、琉球政府、沖縄の労働組合を問わず大きな問題であり、そのために『沖縄タイムス』で九州電力の経営状況が悪いことが強調された記事が掲載されることになった。明示的ではないが、沖縄電力労働組合の玉城享洋委員長からだされた情報などをもとにして、記事が書かれていると推察される。その内容を見てみると、沖縄では「まちがっても九州電力だけでは復帰するな」が合言葉になっていたという。九州電力の場合には、離島を抱えている点や国策により高地元の石炭を燃料としなければならない負担があるために、「本土でも最下位の業体にランクされてい」た。さらには、沖縄に先んじて復帰した奄美諸島の大島電力が、九州電力に吸収合併される予定となっていた。この大島電力の経営状態が悪いため、九州電力の経営をさらに圧迫すると予想されたのである。こうして、「戦前はどうかあれ、こんにちの沖縄は九電配下に入るほど小さくない」として、発送配電一貫の沖縄電力の誕生が期待されると記述されたのであった。

先述したように、革新政権であった屋良朝苗政権にあつて、琉球政府の通産局では琉球電力公社の移管とともに、その延長線上に発送配電の一元化を打ち出していた。それに対して政権の支持母体でもある労働組合の側は、琉球電力公社の扱いについては意見を異にするものの、発送配電の一元化についてはおおよそ同じような見解であったと言えよう。

しかしながら従来の社史や古堅哲の論考などでは、これらが沖縄の本土復帰後の電力体制についての重要な提言であり、その影響も大きかったにもかかわらず無視してきた。発送配電の一貫経営や十電力体制など、それらは重要な提言ではあったものの革新政権である屋良朝苗政権の琉球政府や労働組合側から出されたものであるため、捨象されてきたので

はないかと思われる。

以上のように電力業界がざわめきはじめる中で、九月二九日には調査団は調査を終え、沖縄を離れるにあたって記者会見を行った。その場では、日本本土の電気事業法に適応できるような体制にするためには、沖縄の電力業は保安・サービスの面で遅れている点であるとか、未点灯や時間が限定された配電地域が多いことであるとか、米軍向けの供給が多い特殊事情があるなどという点が列挙され、その解決のための「電力一体化懇談会」を作る必要性が唱えられた。そしてそれとともに、「電力公社の運営は民意を反映していない」というコメントが出されたことがクローズアップされている。⁽⁴⁵⁾半年前にUSCARのスタンレー・S・カーペンター民政官が沖縄民間の配電会社の統合を促したのに対して、琉球電力公社の問題点について日本側に発言させることに成功したのであった。しかしながらも一方で、「五配電公社が統合しても発電施設を備えることは困難である」とも述べ、民間配電公社が主導する統合もまた困難であるとの認識を示していた。これにより、配電公社の合併を先行させた琉球電力公社と琉球電力公社の民移管を先行させた配電公社との主導権争いは、ともに物言いがついた状態となったのであった。

四、琉球政府通産局と民間配電会社側との交渉

日本本土からの調査団が沖縄を離れて後、最初に行動を起こしたのは琉球政府であった。一九七二（昭和四七）年中の沖縄の本土復帰が日米間で約束された佐藤・ニクソン共同声明は、一九六九（昭和四四）年一月二十一日に表明されることとなるが、その下準備はすでにそれ以前

から進められていた。このような状況も受けつつ、琉球政府は行動を起こしたのであった。

第二章の最後で述べたように、一九六九（昭和四四）年十月一五日に琉球政府通産局では沖縄配電、松岡配電、中央配電の三社の代表を招き、離島の配電事業を地元沖縄の民間配電公社が行うよう要請した。これは、座間味村・渡嘉敷村・与那城村の三村から琉球政府と琉球電力公社に対して、電力公社の直営方式へと移行したい旨の陳情を受けての対応であった。琉球政府としては、「電力公社の直営は自治との関連からも好ましくなく、できれば配電公社に移管させたい意向であ」ったためである。⁽⁴⁶⁾これは、「復帰後の電力一本化という方向」を踏まえつつ、「復帰後の電気事業の方向からみて再検討を加える必要がある」との判断が働いたためであった。⁽⁴⁹⁾琉球政府は、僻地や離島の公営電気などが琉球電力公社の直営へと移行していく流れを止めようとしたのである。

それと並行して琉球政府通産局では、民間の各配電公社に対して合併を促しつつ、五〇万kWの大型の新発電所建設計画を表明した。これは、本土政府からの財政投融资を利用することで、琉球電力公社から独立した発電所を作ることを企図したものであった。⁽⁵⁰⁾各配電公社では、「（琉球電力：引用者）公社の民移管が先決で民業界の再編成は二次的なものに過ぎない」という態度を表明していた。⁽⁵¹⁾そのため、琉球政府では日本本土の資金を利用しつつ、「新設される大型発電所を中心に各配電公社が合併して企業の健全化をはか」という「餌」を用意することにしたのであった。前章末でみたように、日本本土からの調査団も「五配電公社が統合しても発電施設を備えることは困難である」とコメントしていたこともあり、統合に消極的で先延ばしにしようとしていた民間配電公社へ

と決断を迫るための「飴」であったといえる。

そして琉球政府通産局によって打ち出された新発電所というこの「飴」は、民間配電会社の間一気に大同団結の機運を作り上げることに成功した。一九六九（昭和四四）年一月四日には、ついに民間の五配電会社の合併計画が発表されたのである。沖縄電気事業協会では、沖縄の本土復帰が具体化してきたことと、本土の電気事業法に沿った体系を確立すべきであるという点とともに、石油産業をはじめとする各種工業用電力の需要が急増することを、合併の理由に挙げている。⁽⁵³⁾

ここで需要の急増が意味するところは、沖縄の本土復帰後には米軍基地はなくなると想定されており、それに代わる産業が必要であるとして、それらを「誘致促進し、それに対応できる発電、配電を一元化した電力会社を設立して電力エネルギーの確保が必要である」という方向性から来たものであった。⁽⁵⁴⁾そして具体的には、当時の沖縄の電力供給量三〇万kWにたいして、二五万kWの電力需要があるアルミ工業が想定されていた。⁽⁵⁵⁾これは、同時期に琉球電力公社の側も『沖縄に於けるアルミニウム工業化の可能性』という冊子を発行するなど、電力多消費型の産業として注目を集めているものであった。⁽⁵⁷⁾また、エッソやガルフといった外資や沖縄の東洋石油などに許可された石油精製や石油備蓄基地でも、新たに約五万kWの電力需要が見込まれていた。⁽⁵⁸⁾このような背景を受けつつ沖縄電気事業協会では、琉球電力公社の既存の発電能力だけでは不十分であり、民間の五配電会社が合併して設立する新会社が、先ほどの琉球政府からの「飴」である大型発電所の受け皿となるということであった。

しかしながら、琉球政府の「飴」を受けての合併案は、あまりにも急ごしらえであった。そのため、沖縄配電の専務取締役であり沖縄電気事

業協会の会長であった城間恒雄は、「合併までには相当の日時が必要である」と述べており、琉球政府通産局の側でも「合併の時期が明らかにされていない」点を不安視している。しかしながらそれでも通産局は、「合併に向かって大きく前進したものだ」と評価、こんごも積極的に指導助言を行ない、合併を促進⁽⁵⁹⁾していくことを表明したのであった。

それとともに沖縄電気事業協会では、従来の研究史でも指摘されてきたように、沖縄の本土復帰に向けた明確な構想案を発表した。それは、①合併作業と関連して琉球電力公社の民移管の問題があるが、当面はこの問題にふれずに、まず配電五社が合併して沖縄電力株式会社を設立すること。②新沖縄電力株式会社の経営を軌道に乗せた後に琉球電力公社と合併して日本本土と同様な発送配電の一元化に取り組むという方針であった。⁽⁶⁰⁾

これは、沖縄の民間配電会社が従来から唱えていた、USCARが設立した琉球電力公社の民移管を先行させ、配電会社の合併および発送配電の一元化はその後から行うという方針とは真逆のものであった。高良嘉永（一九九六）などが、まるで一九六九（昭和四四）年のはじめから同様の方針であったかのように叙述してきたのとは異なり、実際には、琉球政府による「飴」の提示が成功したために民間の五配電会社が方針を変更したのであった。⁽⁶¹⁾

この一九六九（昭和四四）年一月四日の発表内容については、同年一〇月二〇日に沖縄電気事業協会の副会長であり中央配電の副社長でもあった金城弘太郎が九州電力を訪問した際に、先ほどの調査団の調査団員であった田村孝・福島陽三に対して、「五配電会社の沖縄本土復帰時期までの合併、同時に沖縄電力（株）の設立等の方針の決定」について説

明を行っていた。それに加えて、同内容の発表後である同年一月八日および九日には、松岡配電の会長であり琉球政府主席なども歴任していた松岡政保は、先ほどの調査団の団長であった富田弘平通商産業省公益事業調査課長や、電源開発株式会社の大堀弘副総裁、電気事業協会などを回りながら、「五配電会社の統合・合併の基本的考え方とスケジュール」であるとか、「琉球電力公社の一九七二年時点以降の取り扱いについて」などの意見交換を行った⁽⁶²⁾。こうして、配電会社の合併が先行することが周知されていたのである。

その後、民間配電会社では、各配電会社の資産評価の問題であるとか、新会社の役員人事の問題で交渉が難航していく。さらには後述するように会長と社長の代表権の問題でも迷走してしまう⁽⁶³⁾。そのために、実際の各配電会社の合併は一九七六（昭和五二）年四月まで遅れてしまうのである。そしてこの合併は、民間の五配電会社が琉球電力公社の後継である沖縄電力株式会社と合併した日でもある。つまり、沖縄の本土復帰以前どころか、発送配電の一貫経営に先んじての民間の配電会社の統一には失敗してしまうのであるが、ここでは、琉球政府の策略が功を奏して民間の配電会社が合併に向かうことが決定したことを確認しておくに留めることとしよう。

五、沖縄電気事業調査団の報告書が打ち出した方向性

沖縄での調査を終えた調査団は、本土への帰国後、一〇月一三日～一八日、十一月二五日～二七日、十二月二四日～二五日にわたって報告書を取りまとめた。そして一九六九（昭和四四）年二月付で報告書は完

成している。この報告書には、かなり多岐にわたる内容が記述されている。その中で沖縄の本土復帰後の電力メカニズムに関して言及している中心的な箇所は、「第三章 今後の沖縄の電気事業の在り方等についての若干の見解」の「一、企業形態」である。そこで本章では、この箇所について紹介していくこととしよう。

当該箇所は、「本土復帰時点における沖縄電気事業最大の課題は電気事業形態をどのように考えるかであろう」という書き出しからはじまる。つまり、沖縄の本土復帰後に電力事業をどのような形態とするのが、「最大の課題」だというのである。そしてその「最大の課題」を検討するために、調査団が沖縄での調査を終えた際の記者会見でも述べたポイントとして、①電気事業の健全な発達と電力消費者の利益保護、②電気料金を現状から値上げしないこと、③米軍直接需要および米軍関係者住宅需要への安定供給、④沖縄全島の未点灯・時間送電の解消、の四点が列挙されている⁽⁶⁴⁾。

しかしながらこの四点は、言うなれば当たり前のことを述べているだけであり、重要なポイントとはなりえない。大して重要とは思われないこれらの事項を列挙したのち、電力需要のうち米軍が占める割合は従来言われてきた二分の一を超えて六割ほどであることが述べられる。そして、五配電会社の合併、琉球電力公社を復帰時点どのように扱うのかという問題、追加の発電設備の必要性、離島の三電力会社および離島・辺地の町村営等の準電気事業者の問題など、いくつも難問を抱えていることが説明された⁽⁶⁵⁾。

その上で、報告書は極めて明確な方針を打ち出している。沖縄よりも先に本土復帰を果たした奄美大島の大島電力株式会社が、一九七二（昭

和四七) 年下期中に九州電力株式会社へと合併される方針が決まったことを受け、「沖繩の電気事業についても、ゆくゆくは九州電力(株)に合併されることがあることを前提」とすることが「現在の客観的情勢の下では適切」であると表明したのである。⁶⁶⁾

一九六九(昭和四四)年九月に調査団が沖繩を訪れた際、調査団のメンバー三人のうち二人が九州電力に所属しつつ海外電力調査会の囑託となっていた人物であったために、沖繩の電力業界が警戒していた点については先に述べた。調査団の報告書は、まさに沖繩側が警戒していた通りになったのであった。一九六九(昭和四四)年時点にあつて、沖繩の電力業界が復帰に向けての準備が万端でなかったことは確かであろう。しかしながら、それは九州電力への合併へとつながる話ではない。そのような中で報告書は、九州電力への合併を「客観的情勢の下では適切」であると、きわめて主観的に論じていたのであった。

さて、報告書が沖繩の電力業を九州電力へと合併させる見通しを述べていたことは一先ず脇へと置いておき、沖繩の本土復帰に向けての電力業界の再編成の道程をどのように考えていたのかを次に確認することとしよう。

報告書ではまず、一九七二(昭和四七)年の沖繩の本土復帰までに、五配電会社の統合を終えることとし、「法制、技術的内容、業務内容等について」も五配電会社間でできる限り統一しておくこととした。⁶⁷⁾これは前章で見たように、琉球政府の「飴」である新発電設備につられて五配電会社が合併方針を表明していたため、それが先行することが記述されたのである。

そして第二段階として、琉球電力公社については本土復帰時点では「と

りあえず、現在のままの企業内容で新しい企業形態に移管する」方針が打ち出された。ただしその「企業形態」については、米軍資産の買い取りや建設中・計画中の発電設備への投資問題もあるために、「日本政府もしくはこれに代わりうる電気事業者とする」とされた。しかしながらそうは言っても沖繩県民の感情や沖繩の電気事業関係者の要望としては「沖繩での独立の電気事業の設立の希望が強」かったために、日本本土の九電力会社および電源開発株式会社の意向も調整する必要があると言及されている。

このように第一段階で配電会社が統合し、第二段階で琉球電力公社が新しい企業形態になったのち、一九七二(昭和四七)以降の両者、つまりは配電部門と発送部門の統合方針が第三段階として紹介されている。報告書ではこれを「新たに恒久的電力会社に移行する」と叙述しているが、「できうればこの時点で九州電力(株)へ合併すること」を期待しつつも、「あるいは沖繩における新電力会社の設立とするか等本土の一〇電力体制の一環として検討する」ことも紹介された。つまり報告書では、九州電力への合併が最善策とされ、独立の新電力会社として一〇電力体制となることは次善の策と位置付けられたのである。

そして最後に、離島の三電力会社については恒久的電力会社へ統合・合併するのが好ましいことと、町村営等の準電気事業者については統合した配電会社が順次合併しつつ、最終的には恒久的電力会社が受け入れるのが好ましいという方向性を示している。

さて、以上のような沖繩電気事業調査団の報告書が作成されている最中の一九六九(昭和四四)年一月二二日に、第三二回衆議院議員総選挙の選挙演説のために山口県下関市を訪れていた大平正芳通産大臣が、⁶⁸⁾

下関市役所で行われた記者会見の席上で次のような発言をしている。

一、一九七二年に沖縄が返ってくるが、現在経済格差があるので、日本企業の進出はよほど考えねばならない。沖縄にある米国企業は日米両政府がよく話し合い、公平に取り扱うつもりだ

一、電力については戦前の九州配電が取り扱っていたので現在の九州電力が乗り込むことになる。ただ電力料金は沖縄が安いので最初は特別な料金制度を設ける必要がある。⁽⁹⁾

つまり沖縄側が大きく懸念していたように、日本本土の九電力の中でも経営状況が悪いグループであった九州電力へと、通産省は合併させるつもりであることを大臣が表明したのである。

これに対して、大慌てで反応したのは九州電力の側であった。こちらはまだ報告書が作成中の一九六九（昭和四四）年一月一六日、つまりは先ほどの大平正芳大臣の発言の四日後には、九州電力の瓦林潔社長が東京大手町の電気事業連合会でこれを否定する記者会見を開いている。瓦林潔は「先ごろ、大平通産大臣は（中略）返還後の沖縄の電力会社の経営、業務を九州電力（株）が引き継ぐべきだと発言したと伝えられるが、それについては何も聞き及んでいない」ことを強調するとともに、「さしあたりは琉球電力公社を株式会社に改組し、別会社を設立して経営するのが妥当であると思う」旨を述べている。⁽¹⁰⁾

沖縄電気事業調査団三名のうち二名が九州電力の職員であったことから、瓦林潔が「何も聞き及んでいない」と発言したのは、沖縄の電力業を九州電力へ合併しようという話があることを「何も聞き及んでいない」

とは思えない。この瓦林潔社長の真意は、そのことについて大平正芳大臣が既定路線のように発言することを、事前には「何も聞き及んでいない」という意味であったと解釈すべき発言であろう。通産省の方針は、九州電力との擦り合わせが終わっていなかったのである。

しかしながら何はともあれ、復帰後の沖縄の電力業の方向性として、九州電力への合併を最有力の選択肢であると提言した沖縄電気事業調査団の報告書が完成するよりも前に、大平正芳大臣が先走ってブリーフィングを行ってしまい、そのために先んじて瓦林潔九電社長がそれを否定してしまつたのであった。こうして、報告書が描き出した復帰後の沖縄電力業の構想は、その報告書が日の目を見る前に否定されてしまつたのであった。

六、十電力体制への道

沖縄電気事業調査団の報告書が、本土復帰後の沖縄の電力業について九州電力への編入を軸にした構想を打ち出していたために、改めて琉球政府がそれを封じる動きをはじめた。第三章でみたように、もともと琉球政府では「琉球電力公社の民移管」や「琉球電力公社の琉球政府への移管」など様々な主張が混在していた。しかしながら一九七〇（昭和四五）年四月五日に、琉球政府通産局長の砂川恵勝は「九州電力の翼下にはいつて電力問題の解決をはかることはありえない」という大方針の下に、琉球政府の方針を整理して改めてマスコミ発表を行った。砂川恵勝は、これまで「電力公社の発電施設は県民に帰属するとの解釈で、復帰時に政府が吸収する構想」があり、さらには「民間の五配電会社でも合

併による沖縄電力KKの設立」が準備されていたことを強調した。そしてこれら計画を合わせ、「沖縄独自で電力会社をつくり、安価な電力を供給する体制を作りあげる」ことが肝要であり、そのためには「電力公社の発電施設を政府に返してもらい、民間五配電会社が合併して設立する沖縄電力KKに政府が現物出資、半民間の組織にする」ことも検討している旨を表明した。⁷¹⁾

そして、次のような電源開発計画を発表した。

- ・一九七二（昭和四六）年度から三年間かけて、新牧港の火力発電所を四倍（八万五千kWを三つ増設）にする。
- ・一九七四（昭和四九）年度と一九八〇（昭和五五）年度に、金武湾地区に一五万kWの火力発電所をそれぞれ二つ、合計四つ建設する。
- ・一九七五（昭和五〇）年度と一九八〇（昭和五五）年度に、中城湾地区に一〇万kWの火力発電所をそれぞれ一つ、合計二つ建設する。
- ・一九八〇（昭和五五）年度には、五〇万kWの原子力発電所を一つ建設する。⁷²⁾

つまり琉球政府の通産局では、発送配電が一元化されるまで及びそれ以降の大前提として、琉球電力公社から移管された発送電部門については、琉球政府が強く関わりながら電源開発を行っていくことを予定していたのである。

一方で、一九六九（昭和四四）年二月二三日付で日本本土の通産省内に設置された沖縄関係電力・ガス対策調査室（室長には、公益事業調査課長であった富田弘平が就任）では、九州電力への合併案が瓦林潔九

州電力社長に否定されてしまったこともあり、次なる案を考えていた。その際、沖縄の島内電力需要の規模は小さいため、民間電力会社（東京電力や九州電力などの九電力体制）の方式では採算が取れにくく、しかも需要の大きい米軍関係への安定供給が不可欠であるため、政府機関による運営が望ましいのではないかと考え方がだされていた。

当時、電源開発株式会社による経営、民間経営、沖縄県営、沖縄電力公社の四形態が検討されていた。その中で、「電源開発は、かつて国内での水力発電開発の役割を果たしていたが、今後はもっと新しい分野にも対応すべきである」という通産省内の事情から、電源開発に委ねてはどうかという意見が台頭してきていたのであった。同省では、九州電力に合併できないならば、電力コストの分析や復帰後の予想コストなどを踏まえると、「発、送、配電部門の一元化」を民営で行うことは困難とみていたのである。⁷³⁾

それが表面化したのは、通産省からではなく、沖縄の本土復帰の担当大臣でもあった総理府総務長官の山中貞則を通してであった。⁷⁴⁾一九七〇（昭和四五）年六月二二日の日米交渉の場で山中貞則大臣は、沖縄の「復帰後、発電と送電部門は日本電源開発株式会社に移管、配電部門は地元資本で沖縄電力会社をつくり、そこにまかす構想を固め、早急に関係省庁と調整に入る考えである」旨を表明した。これは、「発電施設の大規模な増設が必要となり、また、現在の施設も老朽化すれば膨大な費用がかかり、沖縄県独自で発電部門を確保することは不可能に近い」という見通しから、「電気事業で最も金のかかる発電と送電（発電所から消費地の変電所まで）部門は切り離す」という計画であった。山中貞則の提案は、「沖縄県の負担を軽減するため」に発電電と配電を分離するという論理

だったのである。⁽⁷⁵⁾

しかしながら、このような日本政府の方針に対して、沖縄側の巻き返しの動きがはじまっていく。一九七〇（昭和四五）年一〇月一日付で、琉球政府から衆議院商工委員会へと要請書が提出された。この要請書は沖縄の本土復帰に際して様々なテーマでの要望を列挙したものであるが、その中に「琉球電力公社の特殊法人への引継ぎについて」という項目が入れたのである。米国の資産である琉球電力公社が、一旦は日本政府へと移管されて特殊法人化されることを受けての要請であった。そこでは、「琉球電力公社の業務は、復帰の時点で国の特殊法人へ引き継がれることに決定されましたが、一〇月国会に向けて特殊法人設置に関する立法に際しては、沖縄側の意見を十分に取り入れるような措置を講じてもらうよう要請します」というものであった。⁽⁷⁶⁾

屋良朝苗政権は沖縄における革新政権であり、五五年体制下の官僚と交渉するよりも野党も発言権を持つ国会へと舞台を移した方が効果的だと判断したのであろう。ちなみに第三章でも取り上げたように、日本社会党の支持団体の一つであった全国電力労働組合連合会（全電労連）は、発送配電の一貫経営と民有民営をいち早く打ち上げていた。琉球政府では、日本本土における野党側のスタンスを利用することとしたのであろう。

要請書ではさらに、「将来は民営による発送配電の一元化ができるように配慮すること」であるとか、「特殊法人の役員及び理事については沖縄側から多数参加できるように配慮すること」であるとか、さらには「特殊法人の出資に際しては、その一部を沖縄側から出資できるように配慮すること」なども列挙されている。⁽⁷⁷⁾これは、全国電力労働組合連合会（全電労連）の方針に沿うものであった。

この一九七〇（昭和四五）年中には、松岡配電の社長でもあり、屋良朝苗の前任の琉球政府主席でもあり、初代の沖縄電力社長でもある松岡政保が、次のように語っている。

終戦この方、沖縄の電気事業を曲りなりにもこんにちの系統的体系に築き上げて来た私としては、発電、送電、配電を一元化して、民営による新しい沖縄電力株式会社（仮称）を築き上げることが最大の目標である。それを達成する方法としては、直ちに配電会社が電力公社と統合して一元化する方法と、電力公社の発電を一時的に別企業体に委ねておき、段階的に一元化する方法、その他、二、三の方法が考えられる。

日本政府は勿論のこと、電気事業関係者は、前二者のいずれかを選択するための決断を迫られている。この決断は慎重に誤ることなく判断しなければならぬことも重要なことである。⁽⁷⁸⁾

このような状況を受けて、ついに日本本土の通産省も方針を軟化させていくことになる。それとともに、通産省は次なる妥協ラインを明確に打ち出すこととなった。もともと、先の沖縄電気事業調査団の報告書では次のように言及されている。それは、「法令、行政体系については、（中略）一九七二年以前にも、本土の電気事業法適用について直ちに沖縄の電気事業関係者が一体となつて検討すべき」であり、「沖縄は本土復帰後は原則的には沖縄県として取扱われることになると思われるが、本土の電気事業行政は通産産業省において全国的に一元化行政が行なわれていることから沖縄の新しい電気事業者に対しても、通産産業省の直接行政

によることを現地の五配電会社、三電力会社等は希望している」と書かれた箇所である。⁽⁷⁹⁾五配電会社や三電力会社の希望という体は装っているが、ここで強調された通産省の指導による全国的な一元化行政を最も強く望んだのは、まぎれもなく通産省の関係者たちであったことであろう。そしてその路線の先は、九電力体制ないしは十電力体制が待っているのである。

通産省では一九七〇（昭和四五）一月に、「電力供給体制としては、本土の電気事業法に基づき発電・配電の民営一貫体制が最も効果的であり、これを適用すること」という基本方針を決定した。つまり、復帰時に国に継承される琉球電力公社を、何らかの形で五配電会社の統合体と合併することになったのである。⁽⁸⁰⁾ここにきて、全国電力労働組合連合会（全電労連）や沖縄電力労働組合が提言し、革新県政であった屋良朝苗政権の砂川恵勝通産局長が主導したラインへと、ついに日本本土の通産省側も歩み寄ったのであった。

手続き的には、一九七一年（昭和四六）年においても、次の三案のいずれかから選択するという形をとっていた。それは、①本土の九電力会社または電源開発株式会社のいずれかに吸収される。②県営または県公社とする。③復帰と同時に新たな特殊法人として出発する。という三案であった。しかしながら①案はこれまでの経緯から難しく、さらに②案はこれまでも疑問視されていたように財政的な面で沖縄側が積極的ではなかった。そのため、③案目の特殊法人とする案が有力候補となっていた。一九七一（昭和四六）年三月一七・一八日に行われた山中貞則大臣と屋良朝苗琉球政府主席との会談で、この③案目の特殊法人案でいくことが了承された。⁽⁸¹⁾

ところが一九七一（昭和四六）年三月には、合意に達していた五配電会社の合併が棚上げになってしまった。会長と社長との共同代表権の問題でこじれてしまったとのことで、同年四月一日の合併は延期された。その後の調整もうまくいかず、同年七月には合併交渉も暗礁に乗り上げて振出しに戻ってしまったのであった。⁽⁸²⁾

その結果、一九七二（昭和四七）年の沖縄の本土復帰に際して、琉球電力公社が移管される受け皿としての五配電会社の統合会社が準備されているという状況は困難となってしまった。日米交渉によって、一旦は日本政府が琉球電力公社の受け皿になることは決まっていたが、それがそのまま五配電会社と統合することは不可能になったのである。こうして、一九七二（昭和四七）年の沖縄の本土復帰と同時に、日本本土の九電力会社体制へ十番目の電力会社として参加することは不可能になったのであった。

このような状況下で、琉球政府の担当者であった砂川恵勝が通産局長を解任されてしまう。詳しくは宮地英敏（二〇一七b）で述べたが、総務局長の富川清が屋良朝苗行政主席の与党であった革新共闘会議と対立して解任されるのに際して、下地島パイロット訓練飛行場の建設問題やバス・タクシー運賃の値上げ問題で批判が高まっていた通産局長の砂川恵勝も辞表を求められたためであった。富川清を日本本土の自治官僚からヘッドハンティングしてきた知念朝功副主席なども退陣し、「内閣改造」と呼ばれる事態が起こったのである。⁽⁸³⁾

そのため一九七一（昭和四六）年八月から、沖縄の電力業をめぐる問題は、新たに副主席に任命された宮里松正が担当することになった。⁽⁸⁴⁾宮里松正は、日本本土で弁護士資格を取得し、沖縄に戻って弁護士活動を

おこなっていただけでなく、屋良朝苗行政主席の私設顧問や復帰対策県民会議の委員などを務めていた人物であった。

宮里松正は副主席に就任すると、その五日後には日本本土との最終打ち合わせが行われるということで、電力業、特に琉球電力公社の資産をめぐる問題に急いで結論を出す必要に迫られた。しかしながら、それまで担当をしていた砂川恵勝の下では、琉球電力公社の資産は沖縄県民に帰属するという原則論を重視していたために、事態が膠着状態に陥っていたことが判明した。宮地英敏(二〇一七b)では、尖閣諸島沖の海底油田開発をめぐつて、刻々と変化する状況にうまく対応することが出来ずに砂川恵勝通産局長の下で事態が膠着状態に陥っていたことを明らかにしたが、電力業をめぐつても似たような状況にあったといえよう。五配電会社が合併をした受け入れ母体となる新配電会社の見通しが立たない中で、砂川恵勝は琉球電力公社の資産を沖縄が引き継ぐという原則論ばかりにこだわっていたためであった。

このような状況に対して、宮里松正副主席は砂川恵勝の方針のままでは四つの難点があることに着目した。それは、米国が沖縄側の提案を受け入れるか不透明であること、沖縄県が電力業の経営主体になることが妥当であるかということ、離島や辺地の無電化地域のための投資資金を調達する目的が立たないこと、県の職員で企業経営ができるかということの四点であった。このため、宮里松正は「沖縄県は、復帰と同時に新しく県政をスタートさせなければならないのであるから、とても電力企業に手を出すだけの余裕がなく、無理にそれに手を出せば、スタート直後から間違ひなく息切れしてしまうことになる」と考えたという。

そして宮里松正は、瀬長浩復帰対策室長へも相談をしたうえで、日本

本土政府との交渉の場で次のような提案を行った。

琉球電力公社の資産引継ぎ問題については、復帰と同時に本土政府において引き継ぎ、新たな電源開発や公害対策を含めて、当分の間、本土政府が自らの責任において企業を管理運営し、企業の経営が軌道に乗った段階で、県内の民間企業への移管を検討するというところに方針を変更したい。

これに対して日本政府の代表として沖縄を訪れていた田辺博道沖縄・北方対策庁調整部長⁽⁸⁵⁾は、「前の方針を撤回して本日新たに提案された琉球政府の方針は、確かに承知した。持ち帰って総務長官ともよく相談のうえ、東京で回答したい」旨を返答した。そして宮里松正副主席が山中貞則総務長官を総理府へ訪ねた際、次のようなやり取りがなされている。

山中貞則…田辺部長から報告を受けて、あなたが電力問題についても真剣に検討していたことがよくわかった。私は、沖縄の電力問題については、政府の持ち株会社をつくって対処したいと考えているが、あなたの今回の提案は、沖縄県は、電力事業の経営には、全く関与しないということか。

宮里松正…沖縄県は、県民に対する電力の安定した供給体制を確保するために一定の発言権を保有しておく必要があるから、その限度で経営に参加する用意がある。

山中貞則…それでは、どの程度の出資ならよいと考えているのか。

宮里松正…発言権を保有しておくだけのことだから、全体の〇・〇一%

でよいと考えている。

こうして沖縄の本土復帰後の電力業の業態は決まった。一九七一年（昭和四六）年八月一日には、復帰後の電力会社は株式会社組織の特殊法人とすることが発表された。⁸⁶⁾その後、一九七一年（昭和四六）年の第六七回特別国会および第六八回国会において沖縄振興開発にかかる審議を行い、その一環として、沖縄振興開発特別措置法の第五章「電気事業振興のための特別措置」において株式会社の形態での特殊会社とすることが正式に定められた。⁸⁷⁾そして同法附則第十九条では、第五項で「政府は会社の設立に際し、（中略）政府に移転される琉球電力公社の財産の全部を出資するものとする」ことが定められ、第七項および第八項で「政府が引き受けない株式につき、株式を募集」することと「琉球政府から株式の申し込みがあったときは、琉球政府に対して株式を割り当てる」ことが定められたのであった。⁸⁸⁾

一九七二年（昭和四七）年五月一日には琉球政府が五、〇〇〇ドル（一五四万円）の現金出資を行い、日本政府が引き継いだ現物出資分一三七億二、六四八万円と合わせて、同年同月一日には資本金一三七億二、八〇二万円の沖縄電力株式会社が誕生した。⁸⁹⁾五配電会社が沖縄電力に合併されて発送配電の一貫経営が成立するのは、それから四年後の一九七六年（昭和五一）年四月一日のこととなる。

七、おわりに

本稿で考察してきたように、沖縄の本土復帰後を見据えての電力業態

に関する構想の変遷は、従来の研究史で述べられていたよりも遙かに複雑な経路を辿っていた。その大きな原因は、従来の研究史が主に配電会社および沖縄電力の経営者側の視点から叙述してきたのに対して、実際には革新政権であった屋良朝苗政権下の琉球政府通商産業局と、その支持母体の一つである沖縄電力労働組合およびその背後の全国電力労働組合連合会（全電労連）が、重要な役割を果たしたためであった。

各配電会社も配電部門の合併や発送配電の一元化について大まかな見通しを持つことはあったが、それよりも目先の配電会社間での主導権争いや条件闘争に力を注いでしまっていた。また、琉球電力公社との主導権争いも意識しており、研究史が評価してきたほどには大局観を持っていたとは言い難い。

それに対して本土復帰後の沖縄の電力業の業態について、積極的に意見を集約させるべく奮闘し旗を振っていたのは革新政権であった屋良朝苗政権下の、琉球政府通産局であった。局長は砂川恵勝、公益事業課長は玉城盛幸、公益事業係長は山入端立夫という顔触れであった。琉球政府通産局では、USCARの直轄であった琉球電力公社が、屋田甚助総裁の下で公益事業意識を高めて辺地や離島への配電を担うようになっていたことを、治外法権の拡大として危機的にみていた。そのため、琉球電力公社を早急に琉球政府の管轄下に置き、それを配電各社が統合した企業体へと合併させるという道筋を考えていた。

また屋良政権の支持母体の一つである労働組合の側も、琉球電力公社については民間への移管を想定していたものの、発送電部門と配電部門を統合させた上で日本本土の九電力体制へ十番目として加わるという案をいち早く打ち出していた。

このように琉球政府および労働組合の側に具体的な構想がある中で、日本本土から沖縄電力事業調査団が派遣されたのであった。九州電力の職員を調査団員に入れたこの調査団は、沖縄の電力業を戦前の九州配電の管轄の関係で九州電力に担当させる方向性で報告書を作成することになった。しかしながら琉球政府をはじめとする沖縄側からの反対と、九州電力社長の反対表明を受けて、日本本土の通産省の当初方針は変更を余儀なくされることとなったのである。

琉球政府が沖縄の配電各社に対して合併後の電源開発という「飴」を約束し、条件闘争に陥りがちな配電各社の統合機運を高めることで、沖縄側では自分たちが主体となって電力一元化をしていくという合意が徐々に出来上がっていった。それに対して九州電力への合併案が不発に終わった通産省では、琉球電力公社から移管される資産を引き継いで発送電部門を担う役割を、電源開発株式会社を負わそうと考えたのであった。しかしながら琉球政府は、これを琉球政府と霞が関との対話で事態を動かすのではなく、野党も発言権を持つ国会の場合へと問題提起することになり、九電力体制と平等な扱いを求めることとした。結果、通産省も沖縄側のこの路線を受け入れることとなったのである。

ところが、琉球政府の要望は、将来的な電源開発の実現可能性という点では、日本本土の通産省が想定し懸念していたように極めて不安定な状況であった。そして配電各社の統合がやはり利害対立で中座する中で、事態は膠着状態に陥りかけていた。そのような中で偶然ではあるが、琉球政府の「内閣改造」が行われて担当者であった砂川恵勝通産局長が去ることとなった。琉球電力公社の資産は沖縄が引き継ぐべきであるという原則論にこだわっていた砂川恵勝局長の退任は、事態を日本政府と琉

球政府が妥協できるラインへと持っていくことを可能にさせたのである。「内閣改造」によって行政副主席となった宮里松正により、将来的には沖縄独自の電力一元化が目指されるものの、当面は日本政府が九九・九九%の株式を保有し、創業後の電源開発にも大きな責任を負った形での沖縄電力株式会社がまずは誕生する道筋がつけられたのであった。

以上のように、十電力体制へとつながっていく沖縄独自の電力業という枠組みができあがったのは、革新政権であった屋良朝苗政権で琉球政府通産局長のポストにあった砂川恵勝と、同局の公益事業課が果たした役割が大きい。砂川恵勝局長の琉球政府通産局でなかったならば、日本本土の通産省が模索したような電力メカニズムが導入された可能性も高かったであろう。

しかしながらまた別の面からみれば、砂川恵勝が率いる琉球政府通産局の構想のままでは、本土復帰後の沖縄の電力業を安定させる見通しは立たず、さらなる混乱をもたらした可能性も高い。学者出身の砂川恵勝の掲げた理想論は、沖縄と本土との交渉で本土側を妥協させる重要な役割を果たしているが、状況の変化に弱く最終的な詰めを露呈してしまうのである。ところがこの件に関しては偶然にも砂川恵勝が去ったのち、この問題の扱いを引き継いだ宮里松正副主席が理想や原則よりも実際の運用面を重視したため、電源開発についても心配がいらぬ状態での沖縄電力株式会社の設立を見たのであった。

このような電力一元化をめぐる状況は、宮地英敏(二〇一七b)で分析した尖閣沖油田をめぐる沖縄石油資源開発株式会社についての事例と近似している。砂川恵勝らの旗振りで日本本土の通産省の合意も取り付けつつ会社設立へ向かっていたのであるが、国際情勢の変化や関係者の

利害対立で難航し、「内閣改造」によって砂川恵勝が去った後に事態が急展開していった。沖縄石油資源開発株式会社の場合には、急展開によって会社の設立中止へと追いつまされたのであるが、電力一元化の場合には宮里松正副主席がうまく事態を収束させて主に発送電部門だけを担当する(ただし、離島三電力会社や離島・辺地の公営電気については吸収合併し発送配電一貫となった)。沖縄電力株式会社を設立したのであった。自社の権益についての対立を続けた五配電会社との合併は遅れるが、こうして大まかな方向性としては、琉球政府通産局や労働組合が構想した沖縄独自の電力一元化へと到着していったのである。

注

- (1) 松田賀孝(一九八二)や琉球銀行調査部編(一九八四)などに詳しい。
- (2) 橋川武郎(一九九五)および橋川武郎(二〇〇四)。
- (3) 詳しくは宮地英敏(二〇一三)を参照のこと。
- (4) 宮地英敏(二〇一三)および宮地英敏(二〇一五)。
- (5) ただし、後述するように沖縄島内の辺縁部や離島の各種電力供給システムは、沖縄の本土復帰以前に琉球電力公社へと吸収されていた。
- (6) 社史編纂委員会編(一九八九)第一章第三節―第四節。
- (7) 宮地英敏(二〇一五)二―四頁。
- (8) より詳細に述べれば、最初は公団としての設立であったものが株式会社での設立へと転じるのであるが、その点については宮地英敏(二〇一五)四頁を参照のこと。
- (9) 宮地英敏(二〇一五)四―六頁。ちなみに奄美群島は、サンフランシスコ平和条約締結を受けて一九五二(昭和二七)年に日本の主権が回復する

と、本土への復帰運動が高揚した。そのため、いち早く翌一九五三(昭和二八)年クリスマスには日本へ返還された。

- (10) 宮地英敏(二〇一三)一九九―二〇二頁。
- (11) 宮地英敏(二〇一五)九―一頁。
- (12) 宮地英敏(二〇一三)一三二頁。
- (13) 社史編纂委員会編(一九八九)一六―二六頁および宮地英敏(二〇一三)二七頁・一三三頁。
- (14) 新垣安紀(一九六八)三頁。拓南製鉄については古波津清昇(二〇〇五)二〇六頁も参照。
- (15) かつては沖縄本島という呼称を用いていたが、「本島」という表現は他の島々に対して沖縄島が中心であるという政治的な意味合いが強いという批判から、昨今では沖縄島という表現が用いられるようになっていく。
- (16) 古堅哲(一九八〇)一七四―一七五頁。
- (17) 社史編纂委員会編(一九八九)二六頁。
- (18) 沖縄離島振興協議会編(一九六九)二二―二四頁。掲示した分で離島二〇万八、二五〇世帯中一九万三、〇七三世帯(九二・七%)を網羅している。それ以外には、沖縄島近隣の離島も多く含まれている。
- (19) 山入端立夫(一九六九)六六頁。このために、一九六八(昭和四三)年六月には沖縄全域における電化普及率は約九七%に達したのである。
- (20) 宮地英敏(二〇一五)一二七―一二八頁。屋田甚助の前任の金城清輝もまた琉球側からの人選ではあるが、USCAR側とも親しく、琉球政府が主体となったというよりは米琉の共同選出ともいえる人選であり、大きな経営方針の変更は行われなかった。
- (21) 新垣安紀(一九六八)三―四頁。
- (22) 時志喜平(一九六九a)二三―二四頁。
- (23) 新垣安紀(一九六八)四頁。

(24) 久志村は現在の名護市の一部であり、市の東部にあたる。米軍基地のためであることを名目に埋め立てが行われている辺野古地区も、旧久志村に属している。

(25) 時志喜平（一九六九b）二八一―二九頁。

(26) 知念正行（二〇〇八）一一〇頁。

(27) 古堅哲（一九八〇）二六八頁。

(28) 「民側が離島配電を」『沖繩タイムス』一九六九（昭和四四）年十月十六日。

(29) 山入端立夫（一九六九）六六頁。

(30) 「民側が離島配電を」『沖繩タイムス』一九六九（昭和四四）年十月十六日。

(31) 社史編纂委員会編（一九八九）六四―六七頁。

(32) 高良嘉永（一九九六）一四四―一四五頁。

(33) 「電力業の岐路」『沖繩タイムス』一九六九年九月二九日。ちなみにもう一つは、沖繩島の全島電化の問題である。

(34) 「電力業の岐路」『沖繩タイムス』一九六九年九月二九日。

(35) 「五配電が合併計画」『琉球新報』一九六九年十一月五日。

(36) 沖繩電気事業調査団（一九六九）六四―六五頁。

(37) 山入端立夫（一九六九）六七頁。

(38) 沖繩地方生産性本部編（一九六九）一八頁。

(39) 琉球政府（一九六九）一四〇―一四一頁。

(40) 沖繩電気事業調査団（一九六九）六五頁。

(41) 沖繩電気事業調査団（一九六九）六五頁。

(42) 「電気事業も復帰対策」『琉球新報』一九六九年九月十一日。

(43) 「公社の民移管を」『琉球新報』一九六九年九月二五日。

(44) 「電力業の岐路」『沖繩タイムス』一九六九年九月二九日。

(45) 「公社運営に民意を」『沖繩タイムス』一九六九年九月三〇日。

(46) 「公社運営に民意を」『沖繩タイムス』一九六九年九月三〇日。

(47) 一九六九（昭和四四）年一月二日の佐藤・ニクソン共同声明では、「両者は、日本を含む極東の安全をそこなうことなく沖繩の日本への早期復帰を達成するための具体的な取決めに関し、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに、両者は、立法府の必要な支持をえて前記の具体的取決めが締結されることを条件に一九七二年中に沖繩の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した」という内容が表明されている。

(48) 「公社移管」に難色」『琉球新報』一九六九年一〇月一六日。

(49) 「民側が離島配電を」『沖繩タイムス』一九六九年一〇月一六日。

(50) 「新発電所を建設計画」『沖繩タイムス』一九六九年一〇月一四日。

(51) 「電力業界の岐路」『沖繩タイムス』一九六九年九月二九日。

(52) 「公社運営に民意を」『沖繩タイムス』一九六九年九月三〇日。

(53) 「新規に発電会社を設立」『沖繩タイムス』一九六九年一月五日。

(54) 宮地英敏（二〇一七a）で記したように、復帰前の沖繩では、沖繩の本土復帰に伴って米軍基地がなくなるために、米軍基地に依存していた経済状況からの転換が迫られるという危機意識が持たれていた。

(55) 「五配電合併計画 電気事業協会の復帰対策」『琉球新報』一九六九年一月五日。

(56) 「新規に発電会社を設立」『沖繩タイムス』一九六九年一月五日。

(57) 琉球電力公社編（一九六九）。

(58) 「新規に発電会社を設立」『沖繩タイムス』一九六九年一月五日。

(59) 「新規に発電会社を設立」『沖繩タイムス』一九六九年一月五日。

(60) 「五配電合併計画 電気事業協会の復帰対策」『琉球新報』一九六九年一月五日、高良嘉永（一九九六）一四五頁および沖繩電力三十年史編集委員会編（二〇〇三）五九頁。

(61) 社史編纂委員会編（一九八九）六七頁および沖繩電力三十年史編集委員会編（二〇〇三）五九頁では、一九六九年一月に方針が発表されたこと

は明記されているが、それ以前の民間の配電会社の方針については具体的な説明をしていない。

- (62) 沖縄電気事業調査団（一九六九）六六頁。
- (63) 高良嘉永（一九九六）一四五頁。
- (64) 沖縄電気事業調査団（一九六九）八四頁。
- (65) 沖縄電気事業調査団（一九六九）八五頁。
- (66) 沖縄電気事業調査団（一九六九）八五頁。
- (67) 沖縄電気事業調査団（一九六九）八五頁。
- (68) 下関市を含む山口県一区には、定数四人に対して自由民主党からは安倍晋太郎（十日会（岸派））・田中龍夫（党風刷新懇話会（福田派））・林義郎（宏池会（前尾派））の三人が出馬していた。大平正芳は宏池会の幹部として林義郎の応援演説に入っていた。
- (69) 「復帰後は九州電力が供給」『沖縄タイムス』一九六九年一月一三日および古堅哲（一九八〇）二九〇頁。
- (70) 「経営は別会社で」『沖縄タイムス』一九六九年二月一八日夕刊および古堅哲（一九八〇）二九〇頁。
- (71) 「新電力会社設立を促進」『沖縄タイムス』一九七〇年四月五日。
- (72) 喜久川宏編（一九七二）五八―五九頁。同三二―三三頁によると、琉球政府の経済開発審議会では、一九七〇（昭和四五）年二月二六日に長期経済開発計画の基本構想がまとめられ、同年七月六日には部門別計画もまとめられたという。
- (73) 古堅哲（一九八〇）二八八頁。
- (74) 総理府総務長官はこの時には国務大臣ポストであった。
- (75) 「電力公社 本土業界へ移管か」『琉球新報』一九七〇年六月一七日および古堅哲（一九八〇）二八九頁。
- (76) 琉球政府総務局渉外広報部渉外課編（一九七〇）。

- (77) 琉球政府総務局渉外広報部渉外課編（一九七〇）。
- (78) 松岡政保（一九七二）一三二―一三三頁。
- (79) 沖縄電気事業調査団（一九六九）八六―八七頁。
- (80) 社史編纂委員会編（一九八九）六九頁。
- (81) 社史編纂委員会編（一九八九）七〇頁。
- (82) 高良嘉永（一九九六）一四五頁および社史編纂委員会編（一九八九）六七頁。
- (83) 宮地英敏（二〇一七b）四七―四八頁。
- (84) 復帰後の電力体制について宮里松正が引き継いだ状況をめぐっては、宮里松正（一九九八）五二―五六頁による。
- (85) 田辺博道は福岡県出身の官僚。中学修猷館、旧制福岡高等学校、東京帝国大学法学部を経て大蔵省に入省し、銀行局銀行課長などを歴任した。この時期にはたまたま総理府の外局につくられた沖縄・北方対策庁で調整部長を務めていた。その後、大蔵省に戻って証券局長・銀行局長や国税庁長官などを歴任した。
- (86) 「電力事業は特殊法人で」『琉球新報』一九七一年八月一九日。
- (87) 内閣（一九七二）三〇―三一頁および社史編纂委員会編（一九八九）七一頁。
- (88) 内閣（一九七二）六八―六九頁。
- (89) 社史編纂委員会編（一九八九）七二頁。

参考文献一覧

- 新垣安紀（一九六八）「琉球電力公社と北部電化」『今日の琉球』一二巻二号
- 沖縄電気事業調査団（一九六九）「沖縄の電気事業の現状と問題点」南方同胞援護会編（一九七〇）『沖縄の産業・経済報告集』南方同胞援護会

沖繩地方生産性本部編（一九六九）「産業再編成の動き（電力関係座談会）」『沖繩生産性』一〇号

沖繩離島振興協議会編（一九六九）『離島振興事業計画の現況 資料編』沖繩離島振興協議会

喜久川宏編『沖繩経済臨時増刊 琉球政府長期経済開発計画』沖繩経済開発研究所

橋川武郎（一九九五）『日本の電力業と松永安左エ門』名古屋大学出版会

橋川武郎（二〇〇四）『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会

古波津清昇（二〇〇五）『沖繩の製造業振興五十年』拓伸会（拓南グループ）

社史編纂委員会編（一九八九）『沖繩電力十五年史』沖繩電力株式会社

高良嘉永（一九九六）『働きざかり、花ざかり』高良嘉永

知念正行（二〇〇八）『戦中・戦後の伊江島社会 思い出すまに』伊江村史2編さん委員会編『伊江村史2伊江島近代史の諸相』伊江村役場

時志喜平（一九六九a）『電力公社の北部電化計画（上）』『今日の琉球』一三卷三号

時志喜平（一九六九b）『電力公社の北部電化計画（下）』『今日の琉球』一三卷四号

内閣（一九七二）『沖繩振興開発特別措置法・御署名原本・昭和四十六年・第六卷・法律第一三二号』国立公文書館所蔵（御名3236100）

古堅哲（一九八〇）『うるまの灯』日本電気協会

松岡政保（一九七二）『波乱と激動の回想』自費出版

松田賀孝（一九八一）『戦後沖繩社会経済史研究』東京大学出版会

宮地英敏（二〇一三）『アメリカ統治下の沖繩における発送電と配電の分離』『エネルギー史研究』二八号

宮地英敏（二〇一五）『戦後沖繩における発送電部門の業態について』『経済学研究（九州大学）』八二巻一号

宮地英敏（二〇一七a）『占領期沖繩における尖閣諸島沖の海底油田問題』『エネルギー史研究』三三二号

宮地英敏（二〇一七b）『沖繩石油資源開発株式会社の構想と挫折』『経済学研究（九州大学）』八四巻一号

山入端立夫（一九六九）『電気事業の現状と将来の見通し』『沖繩生産性』八号

琉球銀行調査部編（一九八四）『戦後沖繩経済史』琉球銀行

琉球政府（一九六九）『琉球電力公社の琉球政府への移管』琉球政府復帰対策室編『諮問委員会に関する書類 資料二七』沖繩県公文書館所蔵（R00098588B）

琉球政府総務局渉外広報部渉外課（一九七〇）『衆議院商工委員に対する要請書』昭和四五年一月一日。沖繩県公文書館所蔵（R00001165B）

琉球電力公社編（一九六九）『沖繩に於けるアルミニウム工業化の可能性』琉球電力公社

本稿は、科学研究費補助金（基盤研究C、21K0614）「アメリカ統治から本土復帰への移行期にみる沖繩の経済問題」による研究成果の一部である。